

平成 30 年度 大学院新領域創成科学研究科学術研究奨励金募集要項

1. 趣 旨

本研究科大学院学生の国外における学会・研究集会での研究発表またはフィールドワーク等（留学の場合を除く）に対し、学術研究奨励金を支給することにより、大学院学生の研究活動の活性化を図る。

2. 応募資格

申請時及び渡航期間を通じ、本研究科の正規課程に在学する者。（休学者を除く）ただし、他から旅費支給等を受給する者は対象外とする。

3. 奨励金額

平成 30 年 6 月から平成 31 年 5 月までに渡航して行われる、国外における学会・研究集会での研究発表またはフィールドワーク等に対して、渡航する地域により、別表の額の奨励金を給付する。

4. 給付予定者数

13 名程度とする。

5. 申請手続

学術研究奨励金の給付を希望する者は、下記の書類を新領域教務係へ提出すること。

(1) 提出書類

ア 申請書（様式 1） 2 部（原本 1 部及び写 1 部）P5 まで有ります。※両面印刷※
当該学会・調査等の概要を記載した要項等がある場合は、添付すること。（2 部）

イ 申請概要（様式 A） ※Excel ファイル

必要事項を入力の上、以下の URL にある【提出用受取フォルダ】へファイルをアップロードして提出すること。

【申請概要（様式 A）提出用受取フォルダ】

<https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/LCYEwAwIJ0uAA6IBGwVis6yOE3wfhKat9YruTvi9jMbO>

(2) 提出期間

平成 30 年 4 月 5 日（木）～ 4 月 24 日（火）

(3) 提出先: 新領域創成科学研究科教務係（柏キャンパス基盤棟 1F）

6. 選考及び結果の通知

給付対象者の選考は、支援・交流委員会において書類審査のうえ、研究科長が決定する。選考の結果は、5 月下旬に申請者あてに通知する。

7. 計画の変更・中止

申請した研究発表・フィールドワーク等を変更又は取り止める場合は、選考中あるいは給付決定後を問わず、速やかに報告し、その指示を受けること。

8. 報告書の提出

学術研究奨励金の給付を受けた者は、帰国後1ヵ月以内に、報告書を提出すること。

9. 問合せ先：新領域創成科学研究科 教務係（内線：64008）

Tel : 04-7136-4008 FAX : 04-7136-4010

Email : k-kyomu@adm.k.u-tokyo.ac.jp

別表

新領域創成科学研究科学術研究奨励金 旅行地域別給付額一覧

地域区分	旅行地域	適用地域	給付額
A 区分	東アジア	台湾、大韓民国	10万円
	オセアニア	グアム(アメリカ合衆国)	
B 区分	東アジア	中華人民共和国、モンゴル、朝鮮民主主義人民共和国	15万円
	東南アジア	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ・ダルサラーム、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、東ティモール	
	オセアニア	ソロモン諸島、ナウル、ハワイ諸島(アメリカ合衆国)、パプアニューギニア、パラオ	
	北米	アメリカ合衆国の西部8州 (アイダホ州、アリゾナ州、オレゴン州、カリフォルニア州、コロラド州、ネバダ州、ユタ州、ワシントン州)	
C 区分	南アジア	全域 (注①)	20万円
	中東	全域 (注②)	
	アフリカ	全域	
	オセアニア	A 区分、B 区分に記載以外の地域 (注③)	
	北米	B 区分に記載以外の地域 (グリーンランドを含む)	
	中米・カリブ海諸国	全域	
	ヨーロッパ、バルト三国	全域 (注④)	
	ロシア、NIS 諸国	全域 (注⑤)	
	南米	全域	
	南極大陸	南極大陸及び周辺の島	

注① パキスタン、インド、スリランカ、ネパール、ブータン、バングラデシュ、モルディブ

注② アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン

注③ オーストラリア、キリバス、サモア、ツバル、トンガ、ニュージーランド、バヌアツ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

注④ バルト三国：エストニア、ラトヴィア、リトアニア

NIS 諸国：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、キルギス、モルドバ、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン

注⑤